

電気通信大学学生支援センター規程

制定 平成17年3月9日規程第135号

最終改正 令和4年6月20日規程第28号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則の規定に基づき、電気通信大学(以下「本学」という。)に設置する学生支援センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学における学生相談及び修学相談並びに学生生活等の学生支援業務を総括的に取扱い、もって学生生活の充実及び発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 前条の目的の達成のために、センターに、次の各号に掲げる室を置く。

- (1) 学生何でも相談室
- (2) 障害学生支援室

(職員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 学生何でも相談室長
- (3) 障害学生支援室長
- (4) コーディネーター
- (5) カウンセラー
- (6) アドバイザー

2 センターに、教授、准教授又は助教(以下「センター専任教員」という。)を置くことができる。

3 センターに、本学の教授又は准教授のうち、センターにおいて、センター専任教員と同等の業務を行う者を兼務教員として置くことができる。

4 センターに、特任教員又は客員教員を置くことができる。

5 前各項のほか、センターの目的を達成するために必要なその他の職員を置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、本学の職員のうちから学長が指名する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 学長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置き、本学の職員のうちからセンター長が指名する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を

代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(室長)

第7条 学生何でも相談室長及び障害学生支援室長は、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

2 学生何でも相談室長は、学生何でも相談室の業務を掌理する。

3 障害学生支援室長は、障害学生支援室の業務を掌理する。

4 前2項に掲げる室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学生何でも相談室)

第8条 学生何でも相談室(以下「相談室」という。)は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 学生何でも相談室長

(2) カウンセラー

(3) アドバイザー

(4) その他学生何でも相談室長が必要と認めた者

(学生何でも相談室の業務)

第9条 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 学生相談及び修学相談に係る学生への助言に関すること。

(2) 学生相談及び修学相談に係る業務の企画・立案に関すること。

(3) 学生相談に係る関連諸団体との連携に関すること。

(4) その他学生相談等に関すること。

(カウンセラー)

第10条 カウンセラーは、カウンセリングに関する専門的知識を有する者のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(アドバイザー)

第11条 アドバイザーは、必要に応じて学生支援担任のうちから、センター長が指名する。

(秘密の保持)

第12条 学生相談等に携わる者は、個人の秘密保持について特に留意し、職務上必要な場合を除いて、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(障害学生支援室)

第13条 障害学生支援室は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 障害学生支援室長

(2) チーフ障害学生支援コーディネーター

(3) 障害学生支援コーディネーター

(4) その他障害学生支援室長が必要と認めた者

(障害学生支援室の業務)

第14条 障害学生支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者である学生（以下「障害学生」という。）の支援体制の企画・立案に関すること。
- (2) 障害学生支援に係る学内組織並びに関係者との連絡、調整及び連携に関すること。
- (3) 障害学生支援に係る関係機関との連絡、調整及び連携に関すること。
- (4) 障害学生の生活・修学・進路等のカウンセリング及びコーチングに関すること。
- (5) その他障害学生支援に関すること。

(チーフ障害学生支援コーディネーター)

第15条 チーフ障害学生支援コーディネーターは、障害者支援及びカウンセリングに関する専門的知識を有する者のうちから、学長が命ずる。

(障害学生支援コーディネーター)

第16条 障害学生支援コーディネーターは、障害者支援に関する専門的知識を有する者のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

(個別支援チーム)

第17条 障害学生の支援を円滑に実施するため、障害学生支援室に、個別支援チーム（以下「支援チーム」という。）を置く。

2 支援チームは、障害学生毎に設置する。

(支援チームの任務)

第18条 支援チームは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 当該障害学生の生活、修学及び進路等に係る指導及び助言
- (2) 当該障害学生の支援のための具体的事項
- (3) その他当該障害学生の支援のために必要な事項

(支援チームの組織)

第19条 支援チームは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) チーフ障害学生支援コーディネーター
- (2) 当該障害学生の学生支援担任又は指導教員
- (3) 障害学生支援コーディネーター
- (4) 学務部教務課課長補佐
- (5) 学務部学生課課長補佐
- (6) 障害学生支援を担当する学務部学生課の係長
- (7) その他室長が必要と認めた者

(チームリーダー)

第20条 支援チームの業務を統括するため支援チームにチームリーダーを置き、前条第1号の者をもって充てる。

(意見の聴取)

第21条 支援チームは、必要と認めたときは、構成員以外の者から、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第22条 障害学生の支援に携わる者は、個人の秘密保持について特に留意し、職務上必要

な場合を除いて、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(運営会議)

第23条 次の各号に掲げる事項を審議するため、センターに、運営会議を置く。

- (1) 学生の修学支援及び生活支援に関すること。
 - (2) 学生の賞罰に関すること。
 - (3) 学生の指導及び身分に関すること。
 - (4) センターの運営に関すること。
 - (5) その他学生支援業務に関し必要なこと。
- 2 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
- (1) センター長
 - (2) 学生何でも相談室長
 - (3) 障害学生支援室長
 - (4) 情報理工学域の各類、先端工学基礎課程及び共通教育部を担当する専任の教授、准教授及び講師のうちから選出された者 各1人
 - (5) 大学院情報理工学研究科の各専攻を担当する専任の教授、准教授及び講師のうちから選出された者 各1人
 - (6) 保健管理センター担当の専任の教授、准教授及び講師のうちから選出された者 1人
 - (7) 国際教育センター担当の専任の教授、准教授及び講師のうちから選出された者 1人
 - (8) その他センター長が必要と認めた者
- 3 センターに副センター長を置く場合は、前項の構成員に加えるものとする。
- 4 第2項第4号から第8号の者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 6 運営会議に副議長を置き、センター長が指名する。
- 7 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 8 運営会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 9 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 10 運営会議に、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- 11 前各項のほか、運営会議の議事及び前項の専門部会に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月6日規程第109号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第49号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月3日規程第100号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日規程第26号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日規程第71号)

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成27年5月27日規程第1号)

1 この規程は、平成27年5月27日から施行する。

2 この規程の施行の日から平成28年3月31日までの間に、最初に任命される障害学生支援室長の任期は、第19条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成28年3月23日規程第108号)

この規程は、平成28年3月23日から施行し、平成27年5月27日から適用する。

附 則 (平成28年7月27日規程第22号)

この規程は、平成28年7月27日から施行する。

附 則 (平成30年2月28日規程第26号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第140号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月18日規程第57号)

この規程は、令和2年3月18日から施行する。

附 則 (令和4年2月14日規程第45号)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 学生安全教育支援専門部会要項は廃止する。

附 則 (令和4年6月20日規程第28号)

1 この規程は、令和4年8月1日から施行する。

2 電気通信大学全学教育・学生支援機構学生支援センター会議規程は、廃止する。